

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>別冊</p> <p style="text-align: center;">酒税法及び酒類行政法令解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係</p> <p>第9条 酒類の販売業免許</p> <p>第2項関係</p> <p>1 期限付酒類小売業免許の取扱い</p> <p>(1) 免許の要件</p> <p>期限付酒類小売業免許（期限を付した酒類小売業免許をいう。以下同じ。）は、申請者、申請販売場、申請目的等が、次に該当している場合に付与する。</p> <p>イ 申請者が製造者又は酒類販売業者であり、博覧会場、即売会場その他これらに類する場所（以下「博覧会場等」という。）で臨時に販売場を設けて酒類の小売を行う。</p> <p>(注) 1 即売会場とは、会社、官公庁若しくは団体等の職場において開催される即売会場、地方特産物、新製品若しくは贈答品の即売会場又は製造者の自製酒、酒類販売業者の自己の商標を付した酒類若しくは自己の輸入した酒類の広報宣伝のための展示等即売会場をいう。</p> <p>2 その他これらに類する場所とは、野球場等の競技場、遊園地、キャンプ場、スキー場、海水浴場等季節的又は臨時に人の集まる場所、ダム工事現場等又は季節的な遊覧旅行を目的とする臨時列車内若しくは遊覧船内等をいう。</p> <p>ロ 酒類の小売目的は、特売又は在庫処分等でない。</p> <p>ハ 博覧会場等の管理者との間の契約等により、販売場の設置場所が特定されている。</p> <p>ニ 催物等の開催期間又は開催日があらかじめ定められている。</p> <p><u>この場合において、ダム工事現場に係るものについては工事の終期が、臨時列車又は遊覧船に係るものについては運行期間等が明瞭に定められている。</u></p>	<p>別冊</p> <p style="text-align: center;">酒税法及び酒類行政法令解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係</p> <p>第9条 酒類の販売業免許</p> <p>第2項関係</p> <p>1 期限付酒類小売業免許の取扱い</p> <p>(1) 免許の要件</p> <p>期限付酒類小売業免許（期限を付した酒類小売業免許をいう。以下同じ。）は、申請者、申請販売場、申請目的等が、次に該当している場合に付与する。</p> <p>イ 申請者が製造者又は酒類販売業者であり、博覧会場、即売会場その他これらに類する場所（以下「博覧会場等」という。）で又は輸入酒フェア等の実施を目的として、臨時に販売場を設けて酒類の小売を行う。</p> <p>(注) 1 即売会場とは、会社、官公庁若しくは団体等の職場において開催される即売会場、地方特産物、新製品若しくは贈答品の即売会場又は製造者の自製酒、酒類販売業者の自己の商標を付した酒類若しくは自己の輸入した酒類の広報宣伝のための展示等即売会場をいう。</p> <p>2 その他これらに類する場所とは、野球場等の競技場、遊園地、キャンプ場、スキー場、海水浴場等季節的又は臨時に人の集まる場所、ダム工事現場等又は季節的な遊覧旅行を目的とする臨時列車内若しくは遊覧船内等をいう。</p> <p>ロ 酒類の小売目的は、特売又は在庫処分等でない。</p> <p>ハ 博覧会場等の管理者との間の契約等により、販売場の設置場所が特定されている。</p> <p>ニ <u>博覧会場等に係るものについては、</u>催物等の開催期間又は開催日があらかじめ定められている。</p> <p><u>ホ</u> ダム工事現場に係るものについては工事の終期が、臨時列車又は遊覧船に係るものについては運行期間等が明瞭に定められている。</p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>(注) 上記イの(注)2の場所において、現に固定した店舗を設け、清涼飲料又は嗜好飲料の販売を業として行っている者が申請者の場合で、販売場廃止後の酒類の引渡先(当該免許申請に係る酒類の品目について製造免許又は販売業免許を受けている製造者又は酒類販売業者をいう。)及び引渡期日があらかじめ定められており、かつ、当該引渡先が確実に引き取る旨の確約書を提出しているときは、上記イの規定にかかわらず、期限付酒類小売業免許を付与することができる。</p> <p>(2) 申請書の提出 期限付酒類小売業免許を受けようとする場合には、原則として、販売場を開設する日の2週間前までに申請させる。</p> <p>(3) 免許の期限 イ 期限付酒類小売業免許を付与する場合は、催物等の開催期間、季節的又は臨時に人の集まる期間、運行期間等を考慮し、適切な期限を付す。 ロ 催物等の開催期間又は開催日が延長又は延期されたため特に必要であると認められる場合は、免許の期限を延長することができる。</p> <p>2 届出による期限付酒類小売業免許の取扱い 製造者又は酒類販売業者が博覧会場等で臨時に販売場を設け酒類の小売を行う場合であり、次の要件に該当し、かつ、原則として販売場を開設する日の10日前までに、酒類の小売を行う旨を当該販売場の所在地の所轄税務署長に届け出たときは、当該届出により期限付酒類小売業免許を付与したものとして取り扱う。 ただし、同一者による同一場所での届出は<u>1か月の範囲内において1回に限る。</u></p>	<p><u>へ 輸入酒フェア等については、1回の開催期間が、おおむね2週間以内であり、同一の臨時販売場において年6回以内である。</u></p> <p>(注) 上記イの(注)2の場所において、現に固定した店舗を設け、清涼飲料又は嗜好飲料の販売を業として行っている者が申請者の場合で、販売場廃止後の酒類の引渡先(当該免許申請に係る酒類の品目について製造免許又は販売業免許を受けている製造者又は酒類販売業者をいう。)及び引渡期日があらかじめ定められており、かつ、当該引渡先が確実に引き取る旨の確約書を提出しているときは、上記イの規定にかかわらず、期限付酒類小売業免許を付与することができる。</p> <p>(2) 申請書の提出 期限付酒類小売業免許を受けようとする場合には、原則として、販売場を開設する日の2週間前までに申請させる。</p> <p>(3) 免許の期限 イ 期限付酒類小売業免許を付与する場合は、催物等の開催期間、季節的又は臨時に人の集まる期間、運行期間等を考慮し、適切な期限を付す。 ロ 催物等の開催期間又は開催日が延長又は延期されたため特に必要であると認められる場合は、免許の期限を延長することができる。</p> <p>2 届出による期限付酒類小売業免許の取扱い 製造者又は酒類販売業者が博覧会場等<u>(届出者又は届出者と密接な関係にある者が催物等の主催者として管理、運営していない場所(施設、建物等を含む。))に限る。</u>で臨時に販売場を設け酒類の小売を行う場合であり、次の要件に該当し、かつ、原則として販売場を開設する日の10日前までに、酒類の小売を行う旨を当該販売場の所在地の所轄税務署長に届け出たときは、当該届出により期限付酒類小売業免許を付与したものとして取り扱う。 ただし、同一者による同一場所での届出は<u>月1回に限る(催物等の入場者の全部又は大多数が有料入場者である場合を除く。)</u>。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 催物等の開催期間のうち、酒類の販売を行う期間が<u>10日以内（連続した日であることを要しない。）</u>である。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 催物等の開催期間又は開催期日があらかじめ定められており、かつ、それが客観的に明瞭である。</p> <p>(3) 酒類の小売目的は、特売又は在庫処分等でない。</p> <p>(4) 博覧会場等の管理者との間の契約等により、販売場の設置場所が特定されている。</p> <p>(5) 販売する酒類の範囲は、免許を受けている酒類の品目と同一である。</p> <p>(6) 催物等の開催場所以外の場所へ酒類を配達しない。</p>	<p>(1) <u>催物等の入場者の全部若しくは大多数が有料入場者である又は催物等の開催期間が7日以内である。</u></p> <p>(2) <u>催物等の内容は、酒類の小売を主目的とするものでない。</u></p> <p>(3) 催物等の開催期間又は開催期日があらかじめ定められており、かつ、それが客観的に明瞭である。</p> <p>(4) 酒類の小売目的は、特売又は在庫処分等でない。</p> <p>(5) 博覧会場等の管理者との間の契約等により、販売場の設置場所が特定されている。</p> <p>(6) 販売する酒類の範囲は、免許を受けている酒類の品目と同一である。</p> <p>(7) 催物等の開催場所以外の場所へ酒類を配達しない。</p>